

岐阜県住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、物価高騰により多大な影響を受けている住宅関連産業の活性化及び住まいの質の向上を図るため、自らが居住する住宅のリフォーム工事を行う個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- 一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 二 本人又はその使用人（以下「本人等」という。）が暴力団員であるなど、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している個人
- 三 使用人が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人
- 四 本人等が、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人
- 五 本人等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人
- 六 本人等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人
- 七 本人等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅 岐阜県内に存し、居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）をいう。
- 二 県内事業者 岐阜県内に本店を有し、岐阜県知事又は国土交通大臣による建設業許可を受けている事業者をいう。
- 三 リフォーム工事 住宅（交付申請時点で竣工から1年以上経過するものに限る。）の機能や性能を維持又は向上させるために行う改修、補強、修繕、補修、模様替及び更新

(同一棟において増築を伴うものは除く。)をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に適合する者とする。

- 一 自らが居住する住宅のリフォーム工事を行う者
- 二 この要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- 三 県税(国民健康保険税を含む。)を完納している者

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助対象経費並びに補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率
リフォーム工事のうち、次に該当するもの ・補助対象経費が税込み50万円以上となるもの ・県内事業者と工事請負契約を締結して実施するもの ・申請をした日の属する年度の4月1日以降に工事請負契約を締結したもの ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする他の地方公共団体の補助金を受けていないこと	補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)ただし、他の補助金の交付を受けている場合は、その額を除いた額。	補助対象経費の20%(ただし、上限60万円とし、千円未満の額は切捨てとする。)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(知事の所管する手続等に係る岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成16年岐阜県規則第37号)第3条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ)を使用する方法により交付申請を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用した交付申請の方法及び受付期間は、別途知事が定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助対象事業に要する経費の額の変更又は事業期間の延長その他の補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - 二 別途知事が定める期限までに補助対象事業が完了しない場合又は工事内容の変更時より補助対象事業に該当しないこととなった場合は、速やかに交付申請の取下げを行うこと。
- 2 前項第1号の承認の申請及び第2号の取下げは、別途知事が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

(実績報告)

第8条 実績報告は、別途知事が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

- 2 電子情報処理組織を使用して実績報告をする方法及び期限は、別途知事が定める。
- 3 前項の期限までに実績報告が無い事業の交付申請は、取り下げられたものとする。

(履行確認)

第9条 知事は、前条の実績報告がされたときは、速やかに補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを書面又は現地確認により確認するものとする。

- 2 現地確認を行うときは、あらかじめ、当該補助対象者等に、確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別途知事が定めるところにより、補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 第6条第1項の交付申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業が完了する日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。